

瀬戸内海環境保全基本計画の構成（案）について

中央環境審議会 水環境・土壌農業部会
瀬戸内海環境保全小委員会（第26回）
資料 3-1

【現行計画の目次】

- 第1 序説**
- 1 計画策定の意義
 - 2 計画の性格
 - 3 計画の範囲
 - 4 計画の期間

第2 計画の目標

柱書きに加え、法の目的に即した4目標に基づき個別事項を記載

- 1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標
(1)～(6)
- 2 水質の保全及び管理に関する目標
(1)～(6)
- 3 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標
(1)～(5)
- 4 水産資源の持続的な利用の確保に関する目標
(1項目のみ)

第3 目標達成のための基本的な施策

柱書きに加え、第2に記した4目標に係る個別施策について記述

- 1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出
 - (1) 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全等
 - (2) 自然海浜の保全等
 - (3) 底質改善対策・産地対策の推進
 - (4) 海砂利の採取の抑制
 - (5) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
 - (6) 環境配慮型構造物の採用
- 2 水質の保全及び管理
 - (1) 水質総量削減制度等の実施
個別の記述に加え、更に(ア)～(エ)の小項目を記載
 - (2) 下水道等の整備の促進
 - (3) 水質及び底質環境の改善
 - (4) 有害化学物質等の低減のための対策
 - (5) 油等による汚染の防止
 - (6) 海水浴場の保全その他の措置
- 3 自然景観及び文化的景観の保全
 - (1) 自然公園等の保全
 - (2) 緑地等の保全
 - (3) 史跡・名勝・天然記念物等の保全
 - (4) 漂流・漂着・海底ごみ対策の推進
 - (5) エコツーリズム等の推進
 - (6) その他の措置
- 4 水産資源の持続的な利用の確保
- 5 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保
- 6 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復
- 7 島しょ部の環境の保全
- 8 基盤的な施策
 - (1) 水質等の監視測定
 - (2) 環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の開発等
 - (3) 広域的な連携の強化等
 - (4) 情報提供、広報の充実
 - (5) 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
 - (6) 環境教育・環境学習の推進
 - (7) 国内外の閉鎖性海域との連携
 - (8) 国の援助措置

第4 計画の点検

柱書きに加え、第2に記した目標を意識した指標を設定
【主に沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標】
【主に水質の保全及び管理に関する指標】
【主に自然景観及び文化的景観の保全に関する指標】
【主に水産資源の持続的な利用の確保に関する指標】

府県計画での追加を想定した指標を掲載
【主に沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標】
【主に水質の保全及び管理に関する指標】
【主に自然景観及び文化的景観の保全に関する指標】
【主に水産資源の持続的な利用の確保に関する指標】

【変更案の目次】

- 第1 序説**
- 1 計画策定の意義
 - 2 計画の性格
 - 3 計画の範囲
 - 4 計画の期間

※ 現行計画を踏襲

第2 計画の方向性

柱書きに加え、法の目的を踏まえ各目標の大方針を記述

- 1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保について
- 2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全について
- 3 漂流・漂着・海底ごみ、気候変動等の課題に対する基盤の整備について

※ 答申検討時の整理を踏まえ、項目を整理統合
 ※ 個別事項は、第3に統合

第3 基本的な施策

柱書きに加え、第2に記した方向性に基づく個別施策について記述

- 1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保
 - (1) 水環境管理の観点からの汚濁負荷量の管理
個別の記述に加え、更に(ア)～(ウ)の小項目を記載
 - (2) 下水道等の整備の促進等
 - (3) 湾奥部をはじめとする底層環境等の改善
 - (4) 油等による汚染の防止
 - (5) 栄養塩類の管理等
 - (6) 水産資源を含む生物の生息環境の整備等
- 2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全
 - (1) 自然海浜の保全等
個別の記述に加え、更に(ア)～(エ)の小項目を記載
 - (2) 海砂利の採取の抑制
 - (3) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
 - (4) エコツーリズム等の推進
- 3 漂流・漂着・海底ごみ、気候変動等の課題に対する基盤的施策の着実な実施
 - (1) 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ対策等の推進及び循環型社会の形成
 - (2) 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進
 - (3) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復
 - (4) 島しょ部の環境の保全
 - (5) 環境保全思想の普及、広域的な連携の強化等
 - (6) 情報提供、広報の充実
 - (7) 環境教育・環境学習の推進
 - (8) 国内外の閉鎖性海域との連携
 - (9) 国の援助措置

※ 答申検討時の整理を踏まえ、項目を整理統合
 ※ 項目の整理にともなう、重複・類似箇所の統合
 ※ 大方針に触れている記述は、第2に統合

第4 計画の点検

柱書きに加え、第2に記した方向性を意識した指標を設定
【主に沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標】
【主に水質の保全及び管理に関する指標】
【主に自然景観及び文化的景観の保全に関する指標】
【主に水産資源の持続的な利用の確保に関する指標】

府県計画での追加を想定した指標を掲載
【主に沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標】
【主に水質の保全及び管理に関する指標】
【主に自然景観及び文化的景観の保全に関する指標】
【主に水産資源の持続的な利用の確保に関する指標】

※ 今後項目について第2第3の内容を踏まえて検討